

# ふれあい情報

2021年 3月 9日 (火) 第 325 号

■発行 日本退職者連合  
 ■発行人 野田 那 智 子  
 ■連絡先 〒101-0062  
 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

<TEL> 03-5295-0507 <FAX> 03-5295-0541 <e-mail> ntr@sv.rengo-net.or.jp

## 医療制度改革関連法案 国会で審議へ 75歳以上医療費2割負担、対象は？

政府は2月5日、第204通常国会に医療制度改革関連法案を提出しました。その中で75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担に関し、単身世帯で年収200万円以上の人を対象に、現行の1割から2割に引き上げるとしています。「現役世代の負担増を抑える」ための対応としており、今国会での成立を目指しています。法案が成立すれば2022年10月から2023年3月までの間に施行されます。

退職者連合は基本的に「2割負担新設は反対、新設やむなしとすれば所得の高い層に限定すべき」として連合とも協議を重ね、政党要請等に取り組んできました。今次案は「最悪な区分」は避けられたとはいえ、遺憾であり、財源問題を現役世代と退職者・高齢者の世代間対立にすり替えるような議論に与することなく、被保険者の負担軽減の観点から、公費の拡充なども勘案した持続可能な高齢者医療制度の確立を求めています。

### 具体的にどのような人が2割負担となるのか

昨年12月23日に開催された社保審医療保険部会の資料によれば

#### 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

#### 2割負担の所得基準

単身世帯 **課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の方を2割負担の対象**

複数世帯 **後期高齢者の年収合計が320万円以上**

収入基準に該当するかどうかは、「年金収入とその他の合計所得金額」が年収の下限の額を上回るかで判定

となっています。

#### 課税所得が28万円以上とは

##### 課税所得とは

課税所得 = 総所得金額① - 所得控除②

総所得金額①とは各種所得（給与所得、雑所得など10種類、年金は雑所得）の合計額

所得とは、1年間の収入から経費を差し引いた金額。もらったお金を収入、収入から経費を引いた金額を所得という。

年金所得（雑所得）= 年金収入 - 年金控除（年金収入330万円以下の場合）は110万円※1）

※1 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が「1,000万円以下」

(2面に続く)

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の負担割合は現在、課税所得145万円以上で年収383万円以上（75歳以上が複数いる世帯は520万円以上）が3割で（7%の人が対象）、それ以外は1割となっています。

今回の改正案で新設される2割負担の対象者は、課税所得が28万円以上あること、「年金収入とその他の合計所得金額」が75歳以上が一人の世帯では200万円以上、複数いる世帯では320万円以上あること、のいずれも（両方も満たすケースです。現役世代（いざれ高齢期）の保険料負担を抑えるのが目的と強調していますが、現役世代の負担減は総額680億、一人当たり年800円（労使折半）程度です。対して公費は1140億円で「社会保障の財源確保のための窓口負担の増」といえます。「世代間負担の適正化」は「保険者からの支払額減」と事業主の社会的責任の回避、家計負担増、「受診抑制」を避けて、単身世帯200万円以上2割」といっても1割負担の人もいます。個人の住民税課税所得が関係してきます。繰引きは少し複雑です。

政府は「施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3000円に収まるような措置を導入することとしています。



「地域包括ケアシステム」の周知・充実を  
山口県退職者連合会長 升田 正通

山口県は幾分高齢化は緩やかですが、山間部等ではすでに50%を超えている地域も存在します。

**訪問医療、訪問介護の状況**

通院ができない方の要請を受け医師がその都度診療を行う往診を含めると内科で79、外科で18、歯科で47の医療機関が対応できる現

状です。介護も29の機関が対応できるとして、ほぼ要望に対応できる現状であると判断できます。しかしながら、介護に関しては担い手不足が顕在化し、訪問介護を断念する機関も出てきており、外国人人材やロボットによる対処も今後求め

られます。

**地域における支えあいの仕組み作りが最大の課題**

生活支援に関しては買い物・移動・配食・住居改善・こみ出し支援等様々なものがあり、認知症に関しても一緒に買い物に出かけた

り、話し相手になったりなどにこもりがち高齢者を地域社会に引っ張り出すことも必要ですが十分ではありません。地域包括支援センター及び山口市社会福祉協議会に生活支援コーディネーター

(地域支え合い推進委員)を配置し、地域の支えあいや通いの場づくり等に取り組んでいます。まだまだ地域の「資源」の把握が十分でこの課題の難しさが依然としてあります。

地域での支えあい活動を生活支援コーディネーターと地域における自治会、社会福祉協議会、地域づくり協議会、老人クラブ、福祉委員、民生委員などのかかわりをどう持たせていくのが課題で

**地域包括ケアシステムの周知を**

地域包括ケアシステムは「各地域で暮らす住民すべてに関わるものであり、今まで以上に安心、安全で充実した生活を送れるようにするためのものである」という動機付けが大切であり、合わせて高齢者を中心とした健康寿命を延ばすための取り組み等粘り強い広報・周知活動が必要と考えています。

(事務局の責任で文を編集、投稿全文はHP共同デスクに掲載)

所得控除②とは医療費控除、生命保険料控除や地震保険料控除、社会保険料控除などの物的控除。扶養控除のほか、配偶者控除や配偶者特別控除、寡婦控除(寡夫控除)、障害者控除などの人的控除。さらに基礎控除(所得税の計算では48万円《2020年から合計所得2400万円以下の者》。住民税の計算では43万円《後期高齢者医療制度窓口負担にはこの額で計算》)。

収入・所得が同じでも社会保険料(後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料など)控除や生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などで課税所得は異なります。

今回の厚労省のモデルケースでは、年金収入200万円から公的年金等控除(110万円)、基礎控除(43万円)、社会保険料控除(個人によって異なるが、17万円程度)を差し引くと、「課税所得」は30万円程度となります。

**具体的にいくつかのケースを検討してみます**

**(1) 単身者で課税所得が28万円以上となった人**

例1 年金収入 245万円  
給与収入 0円  
⇒「年金収入とその他の合計所得金額」が245万円となるので課税所得28万円以上なら2割負担

例2 年金収入 190万円  
給与収入 55万円(給与所得控除《55万円》後の合計所得 0円)  
⇒「年金収入とその他の合計所得金額」が190万円となるので課税所得が28万円以上であっても1割負担

例3 年金収入 190万円  
給与収入 65万円(給与所得控除《55万円》後の合計所得 10万円)  
⇒「年金収入とその他の合計所得金額」が200万円となるので課税所得28万円以上なら2割負担

例4 年金収入 77万円  
給与収入 186万円(給与所得控除《この収入額の場合は63.8万円》後の合計所得 121.2万円)  
⇒「年金収入とその他の合計所得金額」が198.2万円となる。所得控除後の課税所得が28万円以上でも収入が200万円を満たさないため1割負担

「課税所得が28万円以上で年金収入(年金控除前)が200万円以上はその他の合計所得に関係なく2割負担(3割相当除く)」

**(2) 75歳以上が複数いる場合は、最も高い人の額で判定されます。**

75歳以上の夫婦世帯の場合、「課税所得28万円以上」はどちらか高い方の額で判断されます。

夫が年金収入300万円、妻が年金収入20万円の世帯と、夫が年金収入170万円、妻が年金収入150万円の世帯を比べると、「年金収入その他の合計所得金額」は両世帯とも基準の320万円以上に当てはまるが、夫が300万円の世帯は課税所得28万円以上を満たして2割負担となる一方、夫が170万円の世帯は28万円を下回り、1割負担となる。

今年の確定申告がはじまりました。所得控除の額を確認し、計算してみましょう。また6月ごろに、住民税の通知が自治体から届きます。そこで「年金収入とその他の合計所得金額」「課税所得」の確認ができます。